

# 木津川市行財政改革大綱並びに推進計画

平成20年6月

木 津 川 市

- 《木津川市行財政改革大綱》
- 《木津川市行財政改革推進計画》
- 《付属資料》

# 木津川市行財政改革大綱

～自立と共生に向けて～

平成20年6月

木 津 川 市

## 目 次

I	行財政改革大綱の策定趣旨	1
II	行財政改革の基本的な考え方	2
III	行財政改革の体系	4
IV	行財政改革の重点改革項目	5
1	協働による「共生の市政」の推進	5
2	行政体制の再構築	6
3	事務事業の再編・整理	8
4	公共施設の再構築	9
5	財政システムの再構築	10
V	行財政改革の進め方	12
1	行財政改革の計画期間	12
2	行財政改革の推進体制	12
3	実施及び進行管理	12

## I 行財政改革計画の策定趣旨

木津川市は、地方分権時代に自主・自立する地方公共団体への成長を目指し、市町村合併を「行財政改革の有効な手段」と位置付け、平成19年3月12日に木津町・加茂町・山城町の3町合併により、新たな行政運営をスタートさせました。

しかしながら、地方分権の推進と国の三位一体改革によって、地方財政の大きな転換がおこなわれ、法定受託事務や自治事務の増加に伴い木津川市が責任を負う事業量が増加する一方で、国から配分される地方交付税や国庫支出金の削減が進んでおり、木津川市のまちづくり事業に係る国からの歳入が期待できない状況にあります。

これまで、合併前のそれぞれの町では、独自の行財政改革に取り組む中、公共施設の整備や公共的施設の運営・各種市民サービスに対して大きな財政負担をしてきました。しかし、このような財政状況が続く中、これからの学研都市開発等をはじめとする公共施設整備などの大規模な公共事業を進めていくには、極めて厳しい環境になっており、今後、何ら対策を講じることなく現状のまま行政運営を続けた場合には、市の財政は一気に厳しい状況に陥ることが予測されます。

このような木津川市を巡る状況を踏まえ、財政的に極めて厳しい状況であるということを前提に、合併前の3町が進めてきた行財政改革の取組みを進化させるとともに、時代の方向性を見据えた抜本的な行財政システムの再構築に向けた取組みを迅速に行い、地方分権時代に自主・自立し、持続的な発展が望める自治体運営基盤の確立を目指し、不断の行財政改革に取り組むための総合的な指針として「木津川市行財政改革大綱」を策定するものです。

## Ⅱ 行財政改革の基本的な考え方

### 1 基本理念

大変厳しい財政状況のもとで、多様化する市民ニーズや新たな行政需要に対応していくためには、より一層効率的・効果的な行政運営に努めていくとともに、時代と社会の変転を見極め、自らが変革の意思を持ち続け、果敢に実行することによって「持続可能な自治の運営」を確実なものにしていかねばなりません。そのためには、行政運営の原動力となる職員一人ひとりが行財政改革の理念と効率的で効果的な行政運営の意識を新たにし、自らの持てる能力を十分に発揮していくことが重要であります。また、公民総がかりで、知恵と工夫を出し合う、市民協働・市民参加型の行政運営の推進が求められています。

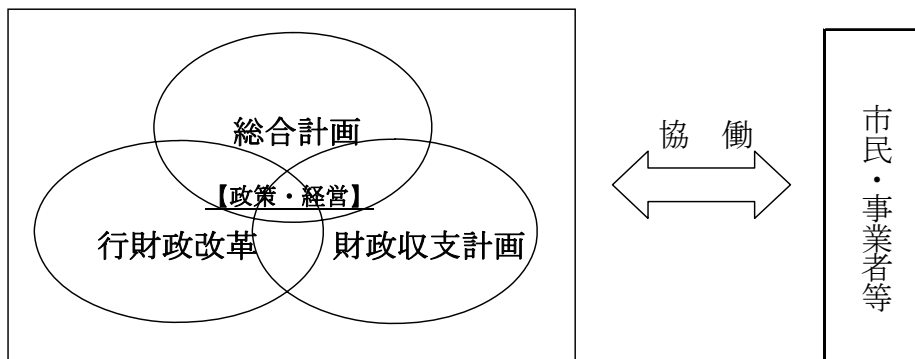
こうした認識のもと、木津川市では、山積する重要施策の推進と市民サービスの向上を図るため、木津川市の行政運営の基本理念を次のように定めます。

#### 【基本理念】

- ・共に生き、共に創る協働の社会
- ・簡素で、市民満足度の高い自治体

#### ○ 行政運営のイメージ

目指す都市像の実現に向けて事業を展開する「総合計画」、その事業費用の財政的な裏付けとなる「財政収支計画」、それら2つの計画差、つまり財政的に不足する部分を埋めるための「行財政改革」、これら3つを三位一体として、加えて市民等との協働により行政運営を行う。



※上記の図の3つの楕円の重なり部分は、「政策・経営」手段やその手法

## 2 重視する視点

これまでの行財政改革への取組みは、組織の改廃・職員の削減・経費の削減など、量的縮小に成果を求めてきましたが、今後は、引き続きこれらの改革に取り組みつつ、人材の育成・活用をはじめとする質的改革に重点を移し、「自己決定・自己責任」の原則に基づく行政の公正性と透明性の向上を図り、市民に対し一層の情報公開と説明責任を果たしつつ、市民から信頼される質の高い行政サービスの提供に資する効率的な行政の展開を図らなければなりません。

特に、行財政改革を円滑に進めていくためには、時として負担の公平性に基づく市民の理解と協力が不可欠であることから、行政情報を市民と共有できるよう市行政の透明性の一層の拡大に努め、市民と行政の距離を縮めていくとともに、新しい公共空間の形成に向けての仕組みづくりが重要となります。

これらのことを踏まえ、木津川市の行財政改革の実施にあたっては、次の4つの視点に立って行政全般にわたり見直しを行い、市民の理解を得ながら市民本位の行財政システムの再構築を行うものとします。

### ○ 視点1 合併団体としての視点

地域の活性化による均衡ある発展を遂げる地方公共団体として、木津川市にふさわしい行財政運営を行うため、行政体制・組織・人員の見直し等を通じた行政組織のスリム化を図るとともに、事業の見直しや行政評価システムを活用するなど、合併による行政効果を最大限に高める効率的・効果的な行政経営の実現を目指します。

### ○ 視点2 市民とともに築く行政としての視点

多様化する市民ニーズや市民自らのまちづくり意識の高まりに対応するため、市民に行政の現状をわかりやすく説明するとともに、市民参加による対話、検討の機会を確保するなど、透明性の高い開かれた市政を推進することを通じて、行政と市民の役割分担を明確にし、市民との協働によるまちづくりを目指します。

### ○ 視点3 簡素で効率的な行政組織としての視点

行政でなければ実施が難しいものと、市民や地域社会、民間企業・団体が担うことができるものを選別し、真に行政が担うべき業務・事業にあらゆる資源を集中することを目指します。

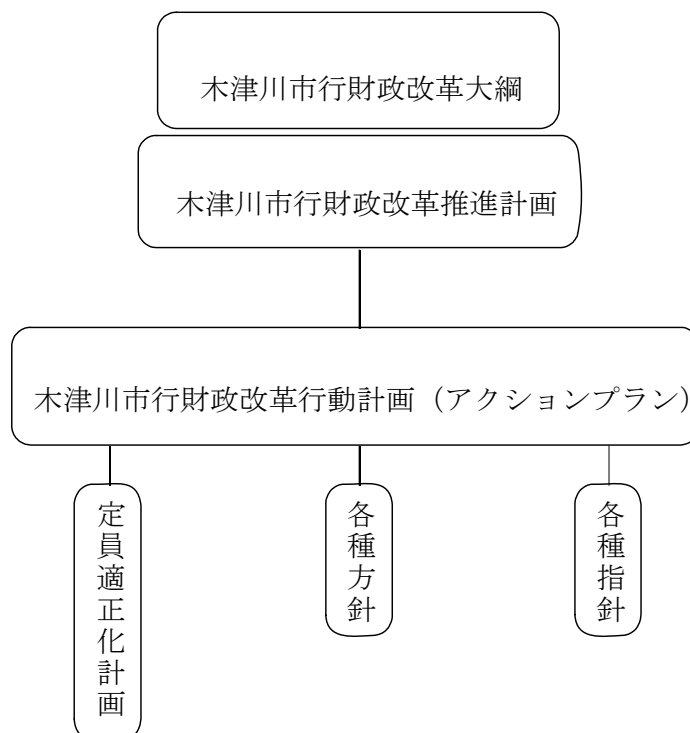
また、職員定数の管理や組織機構の見直しを着実に推進し、簡素で効率的な行政組織の実現と、公務員制度の動向を踏まえながら、公務員倫理の確立、成果主義や能力主義に基づいた人事評価システムの構築、人材育成など、人事管理制度の改革を目指します。

### ○ 視点4 持続可能な財政運営としての視点

地方分権推進に伴う今後の行財政運営においては、持続可能性の確立を基本とした財政運営が喫緊の課題となっており、適正な税收・使用料等の歳入確保を図るとともに、歳出面においては経常経費の抑制をはじめ、事務事業の抜本的な見直しを行うなど、健全で自立性の高い財政構造への転換を目指します。

## Ⅲ 行財政改革の体系

### ○ 行財政改革関連計画体系





## IV 行財政改革の重点改革項目

行財政改革の基本的な考え方にに基づき、次の5項目を重点改革項目として位置づけ、取組みを行っていくものとします。

### 1 協働による「共生の市政」の推進

#### ①市民との協働によるまちづくり

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、市民やNPO・地域団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組みについて、地域の実情に応じ、積極的に推進する必要があります。

そのため、行政と市民、NPO、地域団体などが公共的目的を共有し、相互に連携・分担する仕組みの整備を進めるとともに、地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備などに積極的に取り組みます。

また、行政と共に地域協働を支える市民、地域コミュニティ組織、市民団体やNPOなどの積極的な市政参加を実現するための仕組みづくりに取り組み、その支援施策の充実に努めます。

#### ②公正の確保と透明性の向上

市民に信頼される開かれた市政を推進するには、市民と行政がまちづくりビジョンや施策などの情報を共有し、市民と対話できる環境を整備する必要があります。そのため、広報誌やホームページ等をはじめ、様々な手法を通じて行政が保有する情報を迅速でわかりやすく公開するとともに、事業の実施と行政の諸活動についても積極的な情報提供を行います。

また、市民への説明責任を果たし、市政の透明性・信頼性の向上を図るため、行政評価や情報提供・公開制度並びにパブリックコメント制度の充実に取り組むとともに、市政への市民参加の環境づくりを推進します。

## 2 行政体制の再構築

### ①組織改革

地方公共団体の組織については、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要があります。

そのため、政策、施策、事務・事業のまとまりや地域などに対応した部局、課室編成とするとともに、市民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織を編成します。

また、市民から見ても責任・権限の所在がわかりやすい構造、職名とすることに留意します。

### ②定員管理の適正化

定員管理にあたっては、合併協定や社会経済情勢の変化等を踏まえ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、IT化の推進、地域協働の取り組みなどを通じて、職員数の抑制に取り組みます。

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、実行します。

また、将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析し、定員モデルや類似団体別職員数を積極的に活用します。

### ③総人件費の抑制

木津川市の給与水準は、合併時において国家公務員の基準により調整を行いましたが、人件費は財政構造の硬直化を招く経費であることから、公務員制度の動向に留意し、その業務の性格や内容を踏まえつつ、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進します。

これとともに、現在行政サービスの一翼を担っている臨時職員の適正な配置を推進し、職員・臨時職員トータルでみた総人件費を抑制します。

#### ④人材育成の推進

分権型社会の進展に伴い、今後の行政組織は、事業やサービスの直接的な「担い手」から、事業・サービスの企画立案や管理を担う「制度設計者・管理者」としての役割が高まることが予想されます。そのため、人材育成の目的や方策を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めます。

また、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に引き続き積極的に取り組みます。

#### ⑤電子自治体の推進

市民サービスの向上、業務改革を進めることを目的とした電子自治体の推進にあたっては、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用等に積極的に取り組みます。

なお、電子自治体業務の標準化・共同化により、低廉なコストで高い水準の運用が実現できるよう取り組みます。また、システムについては、最適化を図る中で、改善・刷新に取り組んでいくとともに、職員の能力開発や民間の専門的な能力・ノウハウの活用等により、情報システムの品質、コスト等に関する評価能力の向上を図り、情報システムの調達の適正化に努めます。

#### ⑥法令順守（コンプライアンス）改革

市民の信頼や期待に応え、透明で公正な職務執行を実現する自治体として、市民要望等の記録制度、職員倫理規程、公益通報者保護制度などの整備を進め、コンプライアンス体制を充実させます。

#### ⑦借入金や公債費の適正管理

何よりも健全で安定した自治体としての財政基盤を確立し、持続的なまちづくりを推進するため、必要以上の借入を抑制し、債務負担が過度にならないよう公債費の適正管理に努めます。

### 3 事務事業の再編・整理

#### ①事務事業の見直し

すべての施策・事業のあり方をさまざまな角度から点検し、市民、団体、事業者と行政との役割分担を明確にします。日常の旅費計算から課の中心事業そのものまで、運営コスト、間接コストを含めて行政が公的サービスを担うことの妥当性（「公共の利益になっているか」「市が直営でやるべきことか」「財政状況が厳しい中でもあえてやるべきことか」）を明確化します。これにより、行政が担うべき公的領域におけるサービスの質の向上と効率化を実現し、同時に事務事業コストの徹底した削減を進めます。

また、新規・拡充事業については、目的、対象や内容の類似性を検証するなど、スクラップアンドビルドを徹底します。

#### ②補助金の見直し

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、抜本的に見直します。

見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に伴い必要性や効果が薄れたものについては縮小、統合、廃止等を行うとともに、補助金交付の終期の設定など、より効果的、効率的な補助金の適正化に努めます。

#### ③外郭団体の見直し

外郭団体については、特定の行政需要に対応するため、市政の補完的組織として重要な役割を果たしてきましたが、時代の変化とともに、その役割や存在意義なども変化し、社会情勢への対応や官民の役割分担の明確化など、柔軟な見直しを行う必要があります。

このため、それぞれの外郭団体自らが独立採算に向けた経営改善を図るとともに、設立目的や業務内容について常に見直しを行い、必要に応じて統廃合等について検討します。

また、学研都市開発公社を通じて先行取得しながら、長期間保有し活用が図れていない土地については、時価評価を進めるとともに、有効活用と経営環境の改善に向けた土地対策に取り組めます。

## 4 公共施設の再構築

### ①公共施設の適正な配置

市民に各種のサービスを提供する公共施設については、統合による機能集約、機能強化を念頭に置き、配置・利用状況・老朽化度などを総合的に判断し、適正な配置の検討を進めます。

### ②公共施設の有効活用

合併により、庁舎などに生じた空スペースについては施設の部分的な用途転換を図るなど、新たな需要に対応します。

また、余剰施設や老朽化が進み安全性が確保できない施設については、代替措置を講じて廃止、処分を含め、そのあり方を検討します。

### ③計画的な保全管理

これまでの事後保全的な保全業務を、ライフサイクルにおける環境負荷の軽減に配慮した予防保全的な保全業務へ転換して、構造物を含めた機能劣化が起こる前に修繕・補修・補強工事を実施し、施設の長寿命化とコスト縮減を図るための点検・修繕等の基準づくりを進めます。

### ④維持管理手法の見直し

大規模な公共施設の建設・運営等については民間の資金や経営能力を活用する手法（PFI事業）を選択肢の一つとして検討するとともに、公共施設の管理運営については、施設の民営化、民間委託の推進や指定管理制度の導入、企業やNPOをはじめ、自治会や市民団体などの地域コミュニティ組織が有する技術力や活力を最大限活用して、利用者の視点に立ったきめ細やかな施設運営により、サービスや利用者の利便性の向上を図るとともに、維持管理コストの縮減を推進します。

特に、指定管理者制度については、平成19年3月の合併を機に、管理のあり方について一定の見直しを実施しているが、さらに、施設本来の役割と機能、市民サービスへの影響等を十分検討した上で、指定管理者制度の活用を推進します。

## 5 財政システムの再構築

### ①歳入の確保と支出の抑制

市税は自主財源の中心をなすものであり、安定的な財政基盤の確立と健全化のためには市税収入の向上を図る必要があります。三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、徴収対策の強化や適切な課税客体の把握に努め、目標に基づく徴収率の向上を図ります。その他の収入等についても、有料広告掲載などの新たな財源確保を図るとともに、受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努めるなど自主財源の確保に努めます。

支出の抑制については、例外なき事務事業の再編・整理に取り組めます。

### ②入札・契約手続きの改善

入札・契約制度の透明性、公正・公平性、競争性、効率性を高めるとともに、時代の要請に応じた新たな入札・契約制度の導入や諸手続の合理化、簡素化を進めます。

### ③未利用、低利用資産の有効活用

未利用、低利用資産については、行政財産としての利用可能性を調査の上、その可能性があるものについては積極的な活用を図るとともに、利用可能性が低いものについては、処分可能な財産を選定し、処分を進めます。

### ④予算査定の改革

事務事業の見直しやスクラップアンドビルドを推進し、限られた財源を効果的に配分するため、各部局に一般財源を配分して予算編成を行う枠配分方式の予算編成制度の導入を目指します。

### ⑤地方公営企業会計、特別会計等の見直し

#### (ア) 地方公営企業の見直し

公営企業体としての経営管理基盤の強化を進め、公営企業経営の公共性と効率性の観点から中長期的視野に立った経営手法を確立するとともに、企業会計を支える料金体系・使用料の見直しについて、公正で公平な負担の適正化を図りながら収入の確保に努めます。

(イ) 特別会計の見直し

国民健康保険事業や介護保険事業等の特別会計については、各種制度改正等により一般会計への負担の増加が予測されるため、これらの環境変化に対応できる体制の整備に努めます。

(ウ) 一部事務組合の改革

一部事務組合の運営の自立化や事務事業の効率化について、積極的に他の構成市町村との協議を進め、適正な執行が行われるよう行政改革の視点に立った運営を目指します。

## **V 行財政改革の進め方**

### **1 行財政改革の計画期間**

行財政改革大綱（以下「大綱」という。）の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

### **2 行財政改革の推進体制**

協議・決定・連絡する庁内組織として木津川市行財政改革推進本部設置規程（平成20年木津川市訓令第5号）に基づく「木津川市行財政改革推進本部」を活用するとともに、民間の有識者等からなる「木津川市行財政改革推進委員会」を設置し、行政改革を推進します。

### **3 実施及び進行管理**

行財政改革の実施にあたっては、大綱及び推進計画に基づき、可能な限り数値目標を定めた行財政改革行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、計画的に取り組めます。

また、行動計画については、毎年度その進捗状況を点検、確認するとともに、社会経済状況の変化等に応じて適切に対応できるよう追加、修正を行い、可能な限り早期に取り組むこととします。

なお、計画の進捗状況については、「木津川市行財政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともに市広報やホームページにより広く市民に公表します。



# 木津川市行財政改革推進計画

## 推進 5 年 計 画

平成 2 0 年 6 月

木 津 川 市

## 目 次

1	推進計画策定の目的	1
2	推進計画の実施期間	1
3	推進計画の進行管理	1
4	重点改革項目	2
	(1) 協働による「共生の市政」の推進	2
	(2) 行政体制の再構築	4
	(3) 事務事業の再編・整理	5
	(4) 公共施設の再構築	6
	(5) 財政システムの再構築	7

### 1 推進計画策定の目的

本推進計画は、「木津川市行財政改革大綱」に掲げる、今後改善を図っていくべき課題の5項目について、それぞれ目標年次を定め、計画的に推進していくために策定するものであります。

### 2 推進計画の実施期間

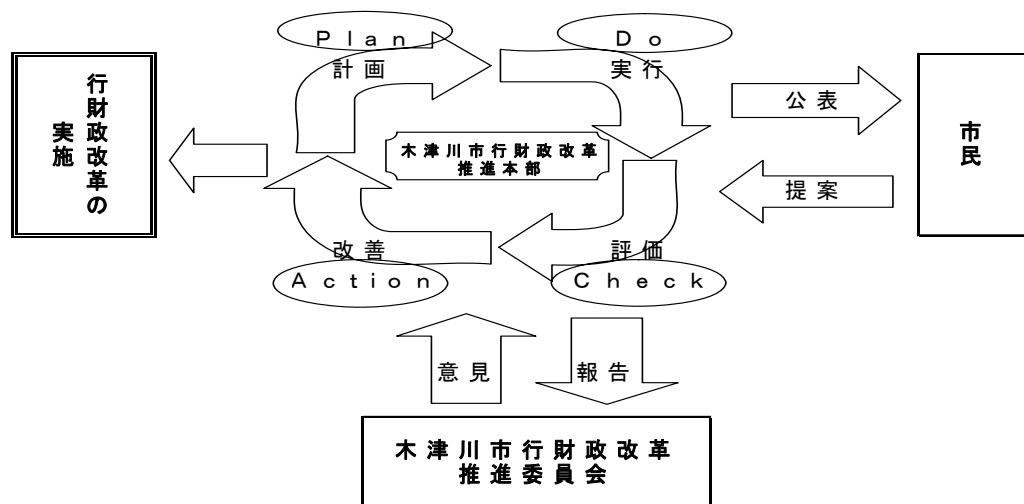
本推進計画の実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。ただし、行財政改革大綱及び推進計画に掲げた事項以外に新たに取組むべきものなどが生じた場合には、追加や変更を図っていくものとします。

### 3 推進計画の進行管理

行財政改革を推進するにあたっては、庁内においては市の「木津川市行財政改革推進本部」において、毎年度その進捗状況を把握し、推進計画のローリングによる効果的な進行管理を行います。これにより、社会経済情勢の変化等を十分把握し、必要に応じて的確かつ迅速に取組事項の追加・変更等の見直しを行います。

また、「木津川市行財政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともに、市民の理解と協力を得て行財政改革を推進するため、進捗状況等を広報やホームページでも公表します。

#### ○ 推進体制



#### 4 重点改革項目

《凡例》「○」:準備年度(調査・研究) 「⇒」:段階的实施・継続実施 「◎」:実施年度

##### (1) 協働による「共生の市政」の推進

No	改革項目	内 容	主管課	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	NPO等市民活動の支援	関係課・社会福祉協議会等と協力して市内のボランティア団体に関する情報を収集、分類、登録し、ホームページ上で検索できるシステムを構築します。また、ボランティアを求めている行政側の情報やNPO団体の情報も掲載していきます。	企画課	○	◎	⇒	⇒	⇒
2	自主防災組織の育成支援	災害時における防災活動を円滑に行うため、先進的な組織との地域交流を図っていくなど、自主防災組織を育成します。	危機管理課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	市民提案型助成制度の創設	市民やNPOなどから提案される事業について、各課等で予算措置を行い、市民の意見が施策に反映される制度(提案型助成制度)を創設します。	企画課(関係課)	○	○	⇒	⇒	⇒
4	市民参加の「ガイドライン」の策定	協働を推進するための心得などをはじめとする「市民参加の仕組み」づくりに取り組むとともに、市民参加条例など市民参加に関するルールづくりの策定に向けて研究します。	企画課(関係課)	○	○	○	⇒	⇒
5	コミュニティ施策の検討	市民活動を支援するための施策について調査・研究します。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
6	ごみゼロ運動の推進	市民・事業者・行政の三者が協働した、ごみの減量化・資源化を一層推進するため、ごみゼロ運動(ごみの減量化)に取り組みます。	まち美化推進課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
7	人材バンク制度の導入	専門知識をもつ市民を「人材バンク」に登録し、市民の知恵が行政や市民活動に活かされるような制度をつくります。	人権推進課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8	パブリック・インボルブメントの導入	地域福祉計画や公園・道路の整備計画の策定などに、パブリック・インボルブメント(施策や計画立案の過程への市民参加)を導入します。	関係課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
9	アダプトプログラムの導入	道路・公園など身近な公共施設の管理に市民が参画する制度(アダプトプログラム)を導入します。	関係課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
10	審議会・協議会の活性化	各種審議会・協議会等については、会議の公開、委員の公募、女性委員の比率増に努めるなどその活性化を図ります。また、廃止・統合・新設の必要性和運営等の改善について検討します。	関係課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
11	意見提出制度の導入	事業を計画するにあたっては、できる限り市民の意見を反映させるため、計画の提案・策定・実施の各段階における市民参加・参画のあり方や手法を検討し、推進します。	企画課(関係課)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
12	ホームページの拡充等による情報提供の推進	ホームページをバリアフリー化し、誰にでも見やすいホームページとしていきます。また、利用者側に立った構成とすることにより、欲しい情報が素早く検索できるようにし、サービスの向上を図ります。	秘書課(全課)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
13	広報を「お知らせ型」から「問題提起型」「提案型」に拡充	広報の内容を「お知らせ型」傾向から、啓発・啓蒙も含めた「問題提起型」「提案型」に移行します。記事を提供する職員の広報意識を改革するため、職員講習会等を実施します。	秘書課(全課)	○	⇒	⇒	⇒	⇒
14	イベントの整理統合と民営化	イベントや講座などで自主的な事業活動ができる事業については、主体を行政から民間やNPOなどに順次移行を進めます。	関係課	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
15	大学等との連携の強化	生涯学習・起業・創業・まちづくり等、幅広く大学との相互協力を図り、連携を深めます。	企画課(関係課)	○	○	⇒	⇒	⇒

No	改革項目	内 容	主管課	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
16	タウンミーティングやワークショップの実施・拡大	タウンミーティングやワークショップを積極的に導入します。	秘書課 (全課)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
17	財務諸表の公表	より民間企業的な考えを基に貸借対照表などの財務諸表を作成・公表し、協働による市政運営を行うべく、市の財政面での基礎的な情報を共有します。	財政課	○	◎	⇒	⇒	⇒
18	予算、決算等財政状況の公表	市民によりわかりやすく予算・決算を公表します。健全化判断比率など他団体との比較検討を含め、わかりやすく公表することで、現在実施している事業や、現在・今後の財政状況の判断などを可能にし、協働による市政運営に役立てます。	財政課	◎	⇒	⇒	⇒	⇒

## (2) 行政体制の再構築

No	改革項目	内 容	主管課	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	柔軟な行政組織・機構改革の構築	市民ごさかりやすく、関連する業務を効率的・効果的に連携して実施できるよう、組織機構の見直しを行い、簡素で効率的で仕事がしやすい組織機構を構築します。	企画課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	定員管理の適正化	今後の行政需要の動向等を勘案しながら、極力増員を抑制する方向の中で、定員適正化計画に基づいた定員管理を推進します。	職員課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	給与の適正化	担当している業務の性格や内容を踏まえつつ、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進します。	職員課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4	計画的な職員研修の実施	職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にし、職員研修を実施します。	職員課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5	人事評価システムの導入	職員の資質、能力の開発向上を図り、人材の育成と職員の資質に応じた人事配置を行うため、人事評価システムを導入します。	職員課	○	◎	⇒	⇒	⇒
6	職員提案制度の推進	職員の意識改革や行政運営見直しの有効な手段とするため、提案が改善の実施と結びつく仕組みの検討、提案者に対する褒賞についての検討、庁内外に周知する方策の検討を行うとともに、職員への啓発を進めます。	企画課 (全課)	○	◎	⇒	⇒	⇒
7	職員意識の改革	職員一人ひとりがコストと利便性の両方を追及しながら、担当業務に特化することなく幅広い知識と視野をもって市民満足度を高める意識づくりを推進します。	全 課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8	事務マニュアル、会計マニュアル等の作成による職務能力の平準化	職員全員が幅広い業務を理解しこなせるため、又、事務処理の標準化及び公正サービスのため、実践的業務マニュアルを作成します。	全 課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
9	福利厚生事業の適正化	事業の点検・見直しを行い、適正に事業を実施します。	職員課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
10	庁内LANの拡充・活用	イントラネットや庁内LANを利用し各課の情報をデータベース化するなど、庁内での各課の情報を職員がたれでも共有できる環境づくりを実践します。	財政課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
11	電子申請システムの導入	情報システムやネットワークを活用し、各種申請事務手続の簡素化、迅速化、広域化等を進めるなど市民の立場に立った行政サービスの向上を図ります。	財政課 (関係課)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
12	コンプライアンス体制の充実	市民要望等の記録制度、職員倫理規程、公益通報者保護制度などの整備を進め、法令順守(コンプライアンス)体制を充実させます。	全 課	○	○	○	○	○

### (3) 事務事業の再編・整理

No	改革項目	内 容	主管課	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	行政評価、事業評価システムの導入	施策や事務事業について、成果指標等を用いて有効性や効率性を客観的に評価し、その成果を行政運営に反映させる仕組みを導入します。	企画課 (全課)	○	⇒	⇒	⇒	⇒
2	予算のメリットシステムの創設	予算の執行段階での経費削減や、財源確保を評価する仕組み(予算のメリットシステム＝経費削減や財源の確保に対する職員創意・工夫を評価し、予算上一定のメリットを与えるシステム)を創設します。	財政課 (全課)	○	⇒	⇒	⇒	⇒
3	財務諸表の作成	より民間企業的な考えを基に貸借対照表などの財務諸表を作成する上で、関係台帳の整備、複式簿記による同時仕訳が可能な事務システムの導入などを検討の上、必要に応じて導入し、全庁的に取り組みます。	財政課	○	○	○	○	○
4	各種団体等の自主的運営の推進	関係課で所管している各種団体等については、事務業務、経理の自立を促し、自主的運営を推進します。	関係課	○	○	⇒	⇒	⇒
5	定期的な研修活動の廃止(隔年化・廃止等)	視察・研修の必要性の是非の指標としての「方針」を策定するなど、機動的に隔年実施をするのみならず、その必要性まで踏み込んで、経費削減につながるものとしします。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
6	補助金(法令外負担金含む)の統廃合・削減	補助金・負担金・交付金については、必要性、妥当性について検討し、補助金等の削減計画を策定して実施します。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
7	事務事業の民間委託	定型的な業務や業務の効率化、市民サービスの向上が期待できる業務について、公共サービス改革法の今後の動向を踏まえながら、費用対効果を勘案し、民間等への委託を進めます。	全 課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
8	地方公社の見直し	学研都市京都土地開発公社が保有している長期保有土地について、利用目的や未利用理由等を調査し、他の目的に活用あるいは売却をするなどの措置を講じます。	財政課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
9	第三セクターの見直し	経費全般について徹底的な見直しを行い、その削減合理化を図るとともに、予算の厳正な執行をより一層図ります。(財団法人木津町公園都市緑化協会、財団法人山城町公園緑化協会)	管理課 (関係課)	○	⇒	⇒	⇒	⇒
10	公共下水道事業再評価の実施	公共下水道の基本計画策定から長期間が経過したため、全体計画の見直しを行います。	下水道課	○	⇒	⇒	⇒	⇒

#### (4) 公共施設の再構築

No	改革項目	内 容	主管課	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	指定管理者制度の活用	直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表します。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
2	PF I手法の活用を検討	効率的で効果的な公共施設の整備を推進するため、民間の資金とノウハウを活用するPF Iの導入について調査・研究・検証を行います。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
3	施設の点検・修繕等の基準づくり	施設の計画的な維持更新を行っていくための点検・修繕等の基準づくりを検討します。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
4	公共施設の適正配置	而農跡跡結果等を参考にし、小・中学校の統合を含め、全ての公共施設の適正配置について調査研究します。	関係課	○	○	⇒	⇒	⇒
5	施設の民営化	幼稚園や保育園の民営化について調査研究します。	子育て支援課 教育総務課	○	○	⇒	⇒	⇒



## (5) 財政システムの再構築

No	改革項目	内 容	主管課	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	課税・収納業務の強化及び徴収率の向上	課税客体等の的確な把握に努めるとともに、納税者の利便を図るための納付機会の拡大と徴収体制の強化を図り、収納率を向上させます。また、京都府内の市町村と府が進める課税、徴収業務を共同処理する税務共同化に取り組みます。	税務課 収納対策課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
2	受益者負担の使用料、手数料の適正化	受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料等を定期的に見直し、財源の確保を図ります。	全 課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
3	ごみ収集有料化の検討	市民とともに循環型社会を作るため、ごみ処理に対する意識を高め、ごみの減量化を進めるとともに、ごみ処理経費の一部の受益者負担を導入するものとし、ごみの減量化やリサイクル、環境保全のためなどの費用に充てます。	まち美化 推進課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
4	公共物等への有料広告の掲載	自主財源を確保するため、市のホームページや市広報をはじめ、市の印刷物や公共施設に民間企業等の広告を掲載し、歳入の確保を図ります。	秘書課 (関係課)	○	⇒	⇒	⇒	⇒
5	企業誘致の推進	特定研究施設の市条例優遇措置の改善や企業誘致活動の活性化により自主財源を増収させます。	学研・企業 振興課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
6	未利用財産の有効活用	未利用の市有財産について、売却を含めて有効活用します。	総務課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
7	旅費・食糧費等の事務的経費及び交際費等の削減	経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減合理化を図るとともに、予算の厳正な執行をより一層図ります。	全 課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
8	電子入札制度導入の研究	入札制度の適正化と入札業務の効率化を図るため、電子入札の導入を検討します。	指導検査課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
9	入札制度の改革	公共工事等の入札及び契約の適正化を一層推進し、透明性・公正性を追及するとともに適正な競争を確保します。	指導検査課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
10	工事コストの低減	直接的な工事コストの縮減に加えて、公共工事の社会への影響や役割などを考慮し、社会的コストの低減やライフサイクルコストの低減などの観点から取組み、公共工事に関する総合的コストの縮減を目指します。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
11	予算枠配分の取組み	市民ニーズに機動的に対応するとともに予算編成作業の効率化を図るため、現場の実情を最も把握している各部局の立案、裁量を高める枠配分型予算編成の導入を目指します。	財政課	○	○	⇒	⇒	⇒
12	地方公営企業の見直し	経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減合理化を図るとともに、予算の厳正な執行をより一層図ります。	水道業務課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
13	特別会計の見直し	国の制度改正を踏まえながら、予算の適正執行に努めます。	関係課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
14	一部事務組合の改革	積極的に他の構成市町村との協議を進め、適正な執行が行われるよう行政改革の視点に立った運営を目指します。	関係課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒



# 付 属 資 料

## 付 属 資 料 目 次

- ・ 木津川市行財政改革推進委員会条例…………… 1
- ・ 木津川市行財政改革推進本部設置規程…………… 3
- ・ 用語解説集…………… 5

○木津川市行財政改革推進委員会条例

平成 19 年 6 月 27 日条例第 231 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変革に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、木津川市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、市の行財政改革推進に関する重要事項を調査及び審議すること。
- (2) 前号の重要事項に関して、市長に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、9 人以内で組織する。

2 委員は、市民及び優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 識見を有する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行財政改革担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

## ○木津川市行財政改革推進本部設置規程

平成 20 年 5 月 23 日訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した効率的な行財政運営の確立に向けて、木津川市の行財政改革を計画的かつ全庁的に推進するため、木津川市行財政改革推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 行財政改革の基本方針の策定等に関すること。
- (2) 行財政改革の推進及び進行管理に関すること。
- (3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長、水道事業管理者及び支所の参与をもって充てる。
- 3 本部員は、市長公室長、部長、事務局長、支所長及び本部長が指定した職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうち副市長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が主宰する。

- 2 推進本部は、木津川市行財政改革推進委員会の審議状況、意見等を適宜反映させながら審議を行うものとする。
- 3 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討会議の設置)

第6条 本部長は、行財政改革を推進するに当たって特に専門的に検討を行う必要のある事項について職員から意見を聴くため、複数の検討会議を設けることができる。

2 検討会議は、推進本部から依頼された事項について調査及び検討を行い、推進本部に報告する。

3 検討会議の委員は、推進本部が検討を行うべき事項の関連性の高い課等の長及び関係職員の中から本部長が指名する。

4 検討会議に委員長を置く。

5 委員長は、会議を招集し、議事を進行する。

6 検討会議は、他の検討会議と合同で会議を開催することができる。この場合において、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び検討会議の庶務は、行財政改革担当課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。



《用語解説集》

五十音	用語	解説
あ	アイティ IT (Information Technology)	コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。意味する範囲は広く、コンピュータを構成するハードやソフトの技術をさす場合や情報の活用の仕方をさす場合などがある。
	アウトソーシング	業務の外部委託のこと。広い意味では、民間事業者等外部の機能や資源を活用することをいう。
	アダプトプログラム	道路・公園など身近な公共施設の管理に市民が参加する制度。市民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたもの。
	新しい公共空間	これまでのような行政を中心とした公共サービスの提供には質的にも量的にも限界があり、地域において公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な主体（住民団体、NPO、企業等）と協働して公共サービスを提供する仕組みを構築していく必要性から、多面的な主体により担われる「公共」＝「新しい公共空間」をいう。「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」において提言された言葉。
い	一部事務組合	特別地方公共団体。市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由で設立されるもので、ゴミ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設立されている。
	イントラネット	インターネットと同様の技術を使って構築された組織内ネットワークのこと。インターネットとの大きな違いは、社内など限定された範囲でのみ利用できるネットワークである点。
え	エヌピーオー NPO (Non Profit Organization)	非営利組織のこと。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで営利を目的とせず社会的な公益活動を行う組織・団体をいう。
か	外郭団体	行政組織などの外部にあって、行政組織と連携を保ち、柔軟な事業展開を行って、その活動や事業を助ける団体のこと。ここでは、本市と人的、財政的その他事実上密接な関係を有する法人をいう。
き	行政評価システム	行政活動の実績などを、成果重視の視点から一定の尺度で測定し、その有効性や効率性などを分析するしくみのこと。政策施策評価、事務事業評価など様々な方法がある。
け	経常経費	毎年必要となる経費。
こ	公益通報者保護制度	国民生活の安心や安全を損なうような企業等の法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護し、事業者のコンプライアンス（法令遵守）経営を強化するために、平成18年4月に施行された公益通報者保護法に基づく制度。
	公共サービス改革法	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」のこと。これまで国が直接行ってきた事業について、民間の事業者と国自身とが透明・中立・公正な条件で競争入札に参加し、価格と質の両面からの総合的な審査を経て、より優れた主体

		が落札し、そのサービスを提供していくこととする仕組み。法制化に向けて、平成17年度からモデル事業が実施されている。
	公債費	地方債の発行の際に定められた条件により毎年度必要となる元金の償還及び利子の支払に要する経費のこと。
	国庫支出金	国が地方公共団体に対して補助金、交付金、負担金、補給金などさまざまな名称で支出金を交付しているが、そのうち地方交付税など一般財源であるものを除く、用途を特定した支出金。
さ	財務諸表	市の財政活動を統括的に説明する資料。地方公共団体の財政状況を示す公会計の改革を進めている総務省は、「新地方公会計制度実務研究会」がまとめた報告書をもとに公会計のモデルを設計し、全国の自治体に通知した。それにより、各自治体は平成21年秋までに、「基準モデル」もしくは「改訂モデル」で、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を連結ベースで作成しなければならなくなった。
	債務負担	数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束するもの。翌年度以降も支出が必要な特定の事項について、期間や限度額を定めて行う市議会の「債務負担行為の議決」によって生ずるもの。
	三位一体改革	国と地方との税財政改革で、国庫補助負担金の削減、地方交付税の削減及び税源移譲を含む税源配分の見直しの3つの改革を同時並行して進めようとする事。
し	自主財源	地方公共団体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当する。
	自治事務	地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものを自治事務といい（地方自治法第2条第8項）、小中学校の設置管理、市町村税の賦課徴収、都市計画の決定などの事務がある。
	指定管理制度	公の施設の管理を設置者である地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として代行する制度のこと。平成15年9月に施行された地方自治法改正により、それまでの管理委託制度に代えて導入された。従来の管理委託では、受託者は地方公共団体の出資法人、公共団体又は公共的団体に限られていたが、指定管理者制度では特段の制約が設けられず、民間事業者にも広く門戸が開かれている。
	市民要望等の記録制度	市民の皆さんから面談または電話により市に寄せられる職員の職務に関する要望等をルールに従って記録し、組織としてきっちり受けとめ、要望等に対する対応の方針を回答するなど、要望等に対して適切な対応を組織としてすすめることを目的としたもの。
	人事評価システム	職員の能力、適性、志向、実績等を重視し、職員個々の業務遂行意欲を向上させ、公務能率の一層の増進を図るための、

		人事管理を推進するマネジメント・ツールのこと。
す	スクラップアンドビルド	組織、制度、事業などを新たに作る場合は、まず既存のものを見直し、廃止や統廃合をして、全体として増加・拡大しないようにすること。
そ	総合行政ネットワーク (LGWAN) <small>エルジーワン</small>	LGWANは、Local Government Wide Area Networkの略称。地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内LAN）を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。
た	第3セクター	「第3セクターとは地方公共団体が出資または出えんを行っている民法法人及び商法法人をいう。」（平成15年12月12日付け総経第398号総務省通知「第三セクターに関する指針の改定について」より）。
	タウンミーティング	行政当局が地域住民を集めて行う対話集会。
ち	地方交付税	地方財源保障、財源調整制度の主体であり、国税である所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合をその総額とし、地方公共団体が、等しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行できるように、必要な経費と、標準的な状態において徴収が見込まれる税収額を算定し、収入が経費に不足する場合に、その差額を国が交付するもので、「地方固有の財源」とされる。地方交付税には普通交付税（総額の94%）と特別交付税（総額の6%）がある。
	地方分権	国に集中している権限や財源を都道府県や市町村に移し、住民と自治体が協力して、地域のことは地域で決められるようにすること。
	庁内LAN (Local Area Network) <small>ラッ</small>	同一庁内の範囲での総合的な情報通信網のこと。コンピュータ・ネットワークを基本とし、多様な情報を一括して送受信したり、処理したりすることが可能である。
て	定員管理計画	定員管理を計画的に行うために、計画期間を定め、数値目標を掲げた計画のこと。
	データベース	大量の情報を系統的に整理して、効率よく管理・蓄積されたデータの集合体のこと。
と	特別会計	特別会計とは、公営企業などの特定の事業を行う場合に、特定の歳入（収入）をもって特定の歳出（支出）に充て、一般会計と区別して個別に処理する必要がある場合において設置することができる会計のこと。
	土地開発公社	「公有地の拡大の推進に関する法律」第10条第1項の規定に基づき、地方公共団体が、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得及び造成を行わせるため、単独又は共同で全額出資して設立する特殊法人のこと。
に	任期付職員制度	その人が持つ高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用するため、若しくは短期間で終了する見込みの業務や短期間の増加業務に対応するため、任期を定めて職員として採用された者のこと。任用形態は、常勤（常時勤務を要する職）と非常勤（短時間勤務の職）とがあり、任期は、常勤は5年

		以内、非常勤は特に必要がある場合のほかは3年以内で任命権者が定める。
は	パブリック・インボルブメント	パブリックは「公共性」、インボルブメントは「巻き込む」。つまり様々な情報媒体を使って住民に情報を公開した上で、広く意見を集め、施策の立案や事業計画に反映させる計画や事業の進め方であり、 施策や計画立案の過程への市民参加のこと。
	パブリックコメント制度	市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画や条例等を立案する過程において、これらの案の趣旨、内容等を公表し、当該案について市民等から提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続のこと。
	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、昭和49年（1974年）に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という 報告書を出したころから、この言葉が使用されるようになった。
ひ	ピ-1774 PFI（Private Finance Initiative）	公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ること。
ふ	フラットな組織	管理階層が削減された組織のこと。組織構成員の自律性を高めることにより、スピーディーな意思決定の実現に貢献する。
ほ	法定受託事務	「第一号法定受託事務」と「第二号法定受託事務」に分けられる。「第一号法定受託事務」とは、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、適正な処理を確保する必要があるものとして法令により都道府県、市町村、特別区が処理する事務をいい（地方自治法第2条第9項第1号）、戸籍事務や国政選挙、生活保護の決定・実施、国の指定統計などの事務があたる。「第二号法定受託事務」とは、都道府県が本来果たすべき事務であって、適正な処理を確保するため法令により市町村、特別区が処理する事務をいい（第2号）、都道府県知事・議会議員の選挙事務などがあたる。
	法令順守（コンプライアンス）	企業や団体などが法令や規則をよく守るようにすること。
る	類似団体	市町村が財政運営の健全性を確保していくためには、自らの財政状況を分析して問題の所在を明らかにし、それを将来の財政運営に反映させていくことが適当で、分析に当たっては、自らの財政状況を他の地方公共団体と比較することが有効であるが、比較対象は、その態様（財政状況を決定する前提条件 [例：人口]）が自らと類似している団体であることが望ましいと考えられることから、そのような比較検討の資料を提供するため、総務省において、態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型のこと。現在、類似団体の類型は、市（政令市を除く。）及び町村別に、団体の人口及び第2次・第3次産業人口比率を基準として、設定されている。

わ	ワークショップ	専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や作業を行う場のこと。
	枠配分	予算編成にあたって、事業部門にあらかじめ一定額の予算枠を提示し、その範囲内で予算要求が行われれば、原則として財政部門による個別事務事業の査定を行わない制度のこと。